

- ② 正規の簿記の原則
会社はすべての取引を証拠資料に基づいて継続的・組織的に会計帳簿に記録しなくてはならない、という考え方です。
- ③ 資本取引・損益取引区分の原則
資本取引とは資本の増減や配当の支払いなどの取引のことで、利益に影響が出ない項目のことで、それに対して損益取引とは、売上や仕入など利益計算の根拠となる取引のことです。
- ④ 明確性の原則
分かりやすい決算書を作成するため、総額で記載する、費用と収益を対応させる、科目を分かりやすく配列するなど、工夫しなくてはならない、という考え方です。
- ⑤ 継続性の原則
会社は適切な会計処理に基づいて決算書を作成し、銀行や株主などの利害関係者に企業の真の実態を報告しなくてはならない、という考え方です。

- ⑥ 保守主義の原則
銀行や株主は決算書を参考にし、融資の判断や配当額を決定します。ですから決算書の利益に不確定なモノが含まれていると、判断を誤ったり、配当原資が確保できなくなります。
- ⑦ 単一性の原則
目的に応じて異なる形式の決算書を作成しても、実質的な内容はあくまで1つです。二重帳簿のような不正処理をしてはならない、という考え方です。



検定 3級対応!

財務

平井 満広

STUDY

会社法の計算書類と 企業会計原則

会社の経営実態を把握するためには「財務」の知識が不可欠です。この連載では、財務の基礎を分かりやすく紹介していきますので、基本的な仕組みや用語をしっかり理解してください。

《会社法の計算書類》

会社法は、会社の運営や管理について定めた法律で、平成18年5月1日に施行されました。会社法では、会社の財産状態や経営成績を報告する書類（「計算書類」として、次の4つを作成するように定めています。

- ① 貸借対照表
貸借対照表とは「定期日、例えば決算日における会社の財政状態を明らかにする書類です。向かって左側（借方ともいう）には現金や売掛金、建物などの「資産」を、反対の右側（貸方ともいう）には買掛金、借入金などの「負債」と、資本金や利益剰余金などの「純資産」を記載します。左右の金額が必ず一致していることから、バランスシート（Balance Sheet）、B/Sとも呼ばれます。
- ② 損益計算書
損益計算書とは、例えば1年などの1会計期間における、会社の経営成績を明らかにする書類です。売上や受取利息配当金、固定資産売却益といった「すべての収益」と、これに対応する売上原価や販売管理費、支払利息といった「すべての費用」を記載して、最後に当期純損益を計算します。これはP/L（Profit and Loss Statement）とも呼ばれます。
- ③ 株主資本等変動計算書
株主資本等変動計算書とは、1会計期間における純資産（株主から出資を受けた資本など）の「変

純資産の変動を示す計算書類

は、次の7つを定めています。

動」と「変動した理由」を明らかにする書類です。新株の発行によって増資された額や、利益処分として支払った配当額などを記載します。

④ 個別注記表

個別注記表とは、①～③の計算書を作成する際に採用した会計処理や表示方法など、その他の補足情報をとりまとめた書類です。

《企業会計原則》

企業会計原則とは、実務の慣習を参考にし、公平であると一般的に考えられている会計の処理方法等を要約した基準のことです。これは法律ではありませんが、すべての会社が会計処理の際に従わなければならないとされています。企業会計原則には、企業会計全般の基本的な考え方が書かれている「一般原則」と、損益計算書や貸借対照表を作成する際の具体的な会計処理や表示方法等が書かれている「損益計算書原則」「貸借対照表原則」があります。一般原則では、次の7つを定めています。

CHECK

練習問題に挑戦!



【第1問】 会社法上、計算書類に該当しないものは、次のうちどれですか。

- ① 貸借対照表
- ② 株主資本等変動計算書
- ③ 個別注記表
- ④ キャッシュフロー計算書

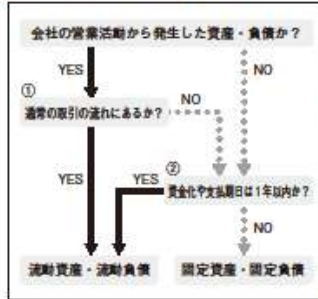
解答欄

【第2問】 企業会計原則の一般原則に該当しないものは、次のうちどれですか。

- ① 正規の簿記の原則
- ② 明確性の原則
- ③ 実現性の原則
- ④ 継続性の原則

解答欄

図表2 流動・固定分類の手順



①通常の取引の流れにあるか? YES → 流動資産・流動負債
 NO → 現金化や支払期日は1年以内か?
 YES → 流動資産・流動負債
 NO → 固定資産・固定負債

金といった販売代金の回収方法、販売目的に他社から購入した商品や自社製造の製品(完成品)・仕掛品(完成途中)といった棚卸資産などが流動資産、支払手形や買掛金といった購入代金の支払方法などが、流動負債となります。
 建設業では、売掛金・完成工事未収入金、前受金・未成工事受入金、仕掛品・未成工事支出金、買掛金・工事未払金などの特別な科目名を使用する場合があります。
 なお、投資活動である設備の投資や売却、財務活動である貸付金や借入金などは、正常営業循環基準には含まれません。

流動性の高い項目から記載

②ワン・イヤールール
 ワン・イヤールールは、貸借対照表日(決算日など)の翌日から起算して1年以内で現金化する資産を流動資産、1年以内に支払期日が到来する負債を流動負債とする基準です。これにより、どんな会社でも同一的に流動・固定分類を行うことができます。
 ①と②の基準は図表2の手順で判断します。例えば売掛金は、基本的には正常営業循環基準で流動資産となりますが、相手先が倒産して破産更生債権等になった場合には、通常の取引の流れから外れ、ワン・イヤールールで判断することになります。
 貸借対照表では、基本的に流動性の高い項目から順番に記載します。資産は流動資産→固定資産の順、負債は流動負債→固定負債の順に記載します。この記載方法を流動性配列法と呼びます。

CHECK

練習問題に挑戦!

【第1問】 貸借対照表の記載について、正しいものは次のうちどれですか。

- ①資産の部には、現預金、支払手形、土地などが記載される。
- ②負債の部には、支払手形、売掛金、借入金などが記載される。
- ③固定資産は、有形固定資産、無形固定資産の2つに分けて記載される。
- ④繰延資産には、創立費や開業費が記載される。

解答欄

【第2問】 正常営業循環基準が適用されるものは、次のうちどれですか。

- ①破産した会社に対する売掛金
- ②設備購入のために振り出した支払手形
- ③運転資金の借入金
- ④入金まで1年以上かかる商品販売代金の売掛金

解答欄

▼正解は82ページ



検定3級対応!

初歩から学ぶ 財務

平井会計事務所 税理士 平井 満広

STUDY

貸借対照表の仕組みと流動・固定の分類

今回は、決算書のうち「貸借対照表」について勉強します。

〈貸借対照表とは〉

貸借対照表とは、一定期日(決算日など)における会社の財政状態を示すために「資産」「負債」「純資産」を記載した書類です。
 資産とは、資金、資金化できる権利、資金の使い道のこと、現預金、受取手形・売掛金、有価証券・土地などがあります。負債とは、他人から調達したモノの代金や、将来返すべきお金のための負担のこと、支払手形・買掛金や借入金・社債などがあります。純資産とは、資産から負債を引いた差額のこと、純資産がマイナスの状態を債務超過といえます。
 健全性判断のための情報源
 貸借対照表は、図表1のような構成になっています。

〈流動・固定分類〉

会社の倒産リスクを判断するには、「現金化までのサイクルが短い資産」と「支払期日までのサイクルが短い負債」のパラメータが

固定資産は、3つに分けて記載し、有形固定資産には建物や機械装置、無形固定資産にはソフトウェアのれん(営業権)、投資その他の資産には長期貸付金や関係会社株式などがあります。繰延資産とは、サービスするまでに受けて支払いが完了した費用のうち、将来にわたって効果があるものとして、創立費や開業費などがあります。
 貸借対照表は、会社の健全性を判断するための有益な情報源です。会社の総合的な損益や借入金に依存している割合、場合によっては粉飾決算の痕跡などを読み取ることが出来ます。

図表1 貸借対照表の構成

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産	×××	I 流動負債	×××
II 固定資産	×××	II 固定負債	×××
1 有形固定資産	×××	負債合計	×××
2 無形固定資産	×××	(純資産の部)	
3 投資その他の資産	×××	I 株主資本	×××
III 繰延資産	×××	II 評価・換算差額等	×××
		III 新株予約権	×××
		純資産合計	×××
資産合計	×××	負債・純資産合計	×××

れているかなど、返済能力を把握することが重要です。貸借対照表では、現金化までの期間が短い資産を流動資産、長い資産を固定資産といえます。また、支払期日までの短い負債を流動負債、長い負債を固定負債といえます。
 流動・固定の分類は基本的に次の2つの基準で判断されます。
 ①正常営業循環基準
 正常営業循環基準とは、会社の営業活動から発生した通常の資産・負債を流動資産・流動負債とする基準です。決済に使用する現預金はもちろん、受取手形・売掛

目的の債券は、原則取得原価で貸借対照表に記載します。
 なお、債券は利率や期日を基準にして額面金額よりも低い価格で購入できることがあります。この場合、差額が金利の調整と考えられるときは、金利相当額を反映させた原価（償却原価）で、貸借対照表や損益計算書に計上します。
 ③子会社株式・関連会社株式
 子会社株式や関連会社株式とは、他の会社を支配する目的で保有している株券のことです。事業拡大や経営効率化のために購入するケースが多く、売却・換金するとはほとんどありません。
 資産を運用しているわけではないので、時価で評価することかえって実態が分かりにくくなります。
 そのため、決算日時点で保有しているこれらの株式は、原則取得原価で貸借対照表に記載します。
 ④その他の有価証券
 その他有価証券とは、①～③に該当しない有価証券のことです。会社が金融機関や取引先との関係

強化のために株を持ち合う「持合株式」などが代表的なものです。
 その他有価証券は、シンプンに考え、①と③の中間のような性格です。時価がある場合は価格変動のリスクを資産価値に反映すべきですが、基本的には売却益を得るために売却することはないため、含み益や含み損を業績に反映させるのは妥当ではありません。
 そこで、時価がある場合は貸借対照表に時価で計上し、含み益や含み損などの差額は、損益計算書ではなく、原則全額を貸借対照表の純資産部の「評価・換算差額等」に計上します（この処理を「全部資本置入法」といいます）。
 ①～④の記載区分は、以下のとおりです。
 ①売買目的有価証券：流動資産
 ②満期保有目的の債券
 満期日1年以内の債券：流動資産
 その他：投資その他の資産
 ③子会社株式・関連会社株式：投資その他の資産
 ④その他の有価証券
 満期日1年以内の債券：流動資産
 その他：投資その他の資産



検定 3級対応!

初歩から学ぶ 財務

平井 満広
平井会計事務所 税理士

STUDY

受取手形・有価証券とその記載方法

今回は、貸借対照表の資産部の「受取手形」と「有価証券」について勉強します。

〈受取手形〉

手形とは、後日商品の販売代金を支払ってもらう約束として、取引先から受け取る証券のことです。手形は流通性が高いのですが、手形を振り出した会社が期日にお金を支払えない場合は、受け取った会社に支払いの責任が回ってきます（これを「手形の普及義務」という）。このような特殊な性質から、貸借対照表では他の売上債権（売掛金）とは別列して記載します。

B/Sには手持手形のみ記載

貸借対照表日（決算日など）時点で、会社が手持ちで保有している手形の残高は、貸借対照表では「受取手形」と記載します。

●手形の記載



そこで、会社のリスクを開示する目的で、決算日時点で支払期日が到来していない金額を「注記表」に記載します（図表）。

〈有価証券〉

貸借対照表の「有価証券」とは、国債や社債などの債券、株券や投資信託の受益証券などのこと

一方、金融機関で換金した手形（割引手形）や他の手形への支払いに使った手形（裏書手形）は、現物としては保有していませんが、後から支払いの責任が生じる可能性があります。

満期保有目的の債券とは、会社が満期日まで保有することを目的とした、国債などの債券のことです。満期保有目的の債券は、満期日に額面金額を支払いが約束された金額を受け取ることが確定的なため、時価の変動リスクはあまり関係ありません。そのため、決算日時点で保有している満期保有

をいいます。有価証券は、保有目的を基準にして次の4つに分類され、それぞれ記載する金額（評価額）にルールがあります。
 ①売買目的有価証券
 売買目的有価証券とは、会社が時価の変動で利益を得るために保有する有価証券のことです。「将来値上がりしたら売ろう」と持ち続けている株式などが該当します。会社の支障を把握するには、このような有価証券の含み益や含み損が公表される必要があります。そのため、決算日時点で保有している売買目的有価証券は、貸借対照表に時価で計上し、含み益や含み損（取得原価と時価との差額）を損益計算書に計上します。
 ②満期保有目的の債券
 満期保有目的の債券とは、会社が満期日まで保有することを目的とした、国債などの債券のことです。満期保有目的の債券は、満期日に額面金額を支払いが約束された金額を受け取ることが確定的なため、時価の変動リスクはあまり関係ありません。そのため、決算日時点で保有している満期保有

CHECK

練習問題に挑戦!



【第1問】 下記から算出した手持受取手形の額として、正しいものはどれですか。

（単位：百万円）

（貸借対照表より）	受取手形	4200
（注記表より）	割引手形	1600
	裏書手形	300

- ①6100
- ②4200
- ③2300
- ④1900

解答欄

【第2問】 下記から算出した有価証券の評価額として、正しいものはどれですか。

（単位：千円）

銘柄	種類	取得原価	時価
A株	売買目的	6000	3000
B株	子会社株式	4000	5000

- ①10000
- ②8000
- ③7000
- ④11000

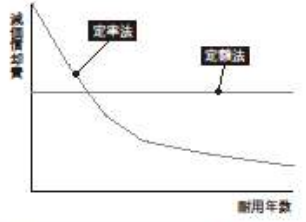
解答欄

▼正解は82ページ

●減価償却費の計算式とイメージ

(計算式)
 定額法 → 取得原価×償却率×使用月数/12
 定率法 → 未償却残高×償却率×使用月数/12

(イメージ)



定額法とは、耐用年数の期間中、毎期均等に減価償却費を計上する方法です。定額法は経費が平準化され、各年の利益が比較しやすいという特徴があります。

②定率法
 定率法とは、耐用年数の期間中、期首時点でまだ償却していない部分(「未償却残高」)に一定率をかけて減価償却費を計上する方法です。定率法は経費を前期に計上でき、節税(税金繰延)効果があります。

建物や機械など長期間にわたって使用する資産(「固定資産」)は、買ったとき一度に経費とするのではなく、毎期の利益が正しく計算でき

＜減価償却の方法＞

減価償却をまず売価で計算して、最後に原価率をかけて単価を計算する方法です。あくまで概算計算であり、原価率を計算する際、人によって判断が異なる可能性(「恣意性」といふ)があるため、小売店などのように取扱品種が多く、個別の単価計算が難しい業種に限って認められます。

①定額法

定額法とは、耐用年数の期間中、毎期均等に減価償却費を計上する方法です。定額法は経費が平準化され、各年の利益が比較しやすいという特徴があります。

②定率法
 定率法とは、耐用年数の期間中、期首時点でまだ償却していない部分(「未償却残高」)に一定率をかけて減価償却費を計上する方法です。定率法は経費を前期に計上でき、節税(税金繰延)効果があります。

主な減価償却の方法に、定額法と定率法があります(図表)。



検定 3級対応!

初歩から学ぼう 財務

平井 満広 平井会計事務所 税理士

STUDY

棚卸資産の算出と減価償却の方法

今回は、「棚卸資産」と「減価償却の方法」を紹介いたします。

＜棚卸資産＞

棚卸資産とは、販売目的で他人から買った品物(商品)、自分で作った品物(製品)、未完成の製品(仕掛品、半製品)、製品を作るために必要な品物(原材料、工場用消耗品・貯蔵品、自社で短期間に使う物品(事務用消耗品・貯蔵品)などをいいます。

したがって、不動産会社が購入する土地や建物などの販売用不動産や、建築会社が請負物件のために支払う建築費用(未完成工事支出金)も棚卸資産に含まれます。

なお、販売目的でなく自社で長期間にわたって使う物品は、固定資産となります。

評価額は単価×数量で算出

期末まで会社が保有している棚

卸資産は、貸借対照表に記載されます。金額は「単価×数量」で計算しますが、単価の求め方には次のような方法があります。

①個別法

個別法とは、あらかじめ単価を棚卸資産ごとに記録しておき、期末に残った棚卸資産の単価を1つひとつ計算する方法です。販売用不動産、中古車、宝石、貴金属など比較的高価で数量が少なく、同一品物でも価格のバラつきが大きい品物の場合に使用します。

②先入先出法

先入先出法とは、先に取得したものから順次に払い出され、期末に残った棚卸資産は最も新しく取得したものとして計算する方法です。この方法だと、貸借対照表の金額は決算日の時価に近い単価、損益計算書の売上原価は古い単価で計算されます。

③後入先出法

後入先出法とは、後に取得した

ものから順次に払い出され、期末に残った棚卸資産は最も古く取得したものと仮定して計算する方法です。この方法だと、損益計算書の売上原価は決算日の時価に近い単価、貸借対照表の金額は古い単価で計算されます。

後入先出法は、実際のモノの流れに合わない場合が多いなどの理由で、平成22年4月1日以降に開始する事業年度から認められなくなりました。

④平均原価法

平均原価法とは、取得した棚卸資産の平均原価を算出し、期末に残った棚卸資産の単価を平均原価で計算する方法です。平均原価法には、最後にまとめて計算する「総平均法」と出入れの都度計算する「移動平均法」があります。総平均法は計算が簡単な反面、最後まで金額が分からず、移動平均法は計算の手間がかかる——といった特徴があります。

⑤売価還元法

売価還元法とは、期末に残った

CHECK

練習問題に挑戦!



【第1問】 期末に商品が150個残りました。商品受払記録が下記の場合、先入先出法で算出した期末商品棚卸高として、正しいものはどれですか。

●商品受払記録

前期繰越	: 110万円/100個	①160万円
仕入	: 250万円/250個	②170万円
売上	: 300万円/200個	③165万円
仕入	: 360万円/300個	④180万円
売上	: 450万円/300個	

解答欄

【第2問】 器具備品に関する下記の資料から算出した、平成22年3月期決算での減価償却費の額として、正しいものはどれですか。(償却方法は定率法、決算は年1回とする)

●資料

取得日	: 平成20年4月1日	①60万円
未償却残高	: 150万円	②150万円
償却率	: 0.500	③75万円
		④30万円

解答欄

▼正解は82ページ



検定 3級対応!

財務

初歩から学ぶ

平井 満広 平井会計事務所 税理士

や金融機関の誤解を招くため、繰延資産に計上できる項目は次の5つに限られています。

①株式交付費
株式交付費とは、株式募集のための広告費、証券会社等の取扱手数料、株券等の印刷費など株式を交付するためにかかる費用です。株式交付費は原則、支払時に費用処理しますが、事業を拡大する目的で資金調達したときの費用などは、例外として繰延資産にすることがあります。繰延資産とした金額は、株式交付のときから3年以内に定額法により償却します。

②社債発行費
社債発行費とは、社債募集のための広告費、証券会社等の取扱手数料、社債券等の印刷費など社債を発行するためにかかる費用をいいます。社債発行費は原則、支払時に費用処理しますが、繰延資産とすることもできます。繰延資産とした金額は、社債の償還期間で利息法（金利を加味した配分計算）や定額法により償却します。

③創立費
創立費とは、定款等の作成費

用、創立事務所の賃借料など会社を設立するための費用をいいます。創立費は原則、支払時に費用処理しますが、繰延資産とすることもできます。繰延資産とした金額は、会社設立のときから5年以内に定額法で償却します。

④開業費
開業費とは、会社を設立してから営業を開始するまでに支払った費用のことです。開業準備にかかった広告宣伝費や人件費などが該当します。開業費は原則、支払時に費用処理しますが、繰延資産とした金額は、支出のときから5年以内に定額法等により償却します。

⑤開発費
開発費とは、新技術等の採用や資源の開発、市場開拓のために支払った費用のことです。開発費は原則、支払時に費用処理しますが、繰延資産とした金額は、支出のときから5年以内に定額法等により償却します。

STUDY

有形・無形固定資産と繰延資産の償却方法

今回は、「有形固定資産」「無形固定資産」「繰延資産」について説明します。

〈有形固定資産〉

有形固定資産とは、会社が長期間にわたって使用する資産のことです。建物、機械装置、工具器具備品、土地、建設仮勘定などがあります。建設仮勘定とは、建設中の建物にかかった費用等を一時的に計上する科目のことをいいます。完成して事業に使い始める時点で、建物などを該当する科目に振り替えます。

有形固定資産は原則、時の経過に応じた価値の減少を減価償却費として計上します。ただし、土地（時の経過によって価値が減少するとは考えにくい）や建設仮勘定（完成していないため収益に貢献していない）などは、減価償却を行いません。

改修等の費用は効果で区別

固定資産の改修等のために支払った金額のうち、生産能力向上や使用期間の延長など資産価値をアップさせる効果があるものを「資本的支出」といいます。資本的支出は、固定資産として貸借対照表に計上されます。一方、改修等をしても現状維持の効果しかないものを「収益的支出」といいます。収益的支出は、修繕費等の費用として損益計算書に計上されます。例えば、部屋の壁を工事する場合一「壁の音漏れがひどいので防音機能を強化する」なら資本的支出、「モノをぶつけて空いた穴をふさぐ」なら収益的支出となります。

〈無形固定資産〉

無形固定資産とは、会社が長期にわたって使用する、目に見えない

権利や財産をいい、特許権（発明した技術等を独占できる権利）、借地権（他人の土地を長い期間独占できる権利）、電話加入権（固定電話回線を利用する権利）、のれん（買収した会社の信用やブランド）などがあります。

無形固定資産も有形固定資産と同様、原則、時の経過に応じた価値の減少を減価償却費として計上します。ただし、借地権や電話加入権などの時の経過で価値が減少するとは考えにくい資産は、減価償却を行いません。

〈繰延資産〉

繰延資産とは、代金の支払いが終わっていても、すでにサービスも受けたもののうち、その効果が長い間続くことが期待できるため、資産として処理する費用のことをいいます。毎期の利益を正しく計算するため、固定資産と同様に一定の期間で償却して費用化します。本来、費用であるものを会計上「資産」としているだけなので、財産価値はありません。価値がない資産があまりにも多いと、株主

CHECK

練習問題に挑戦!



【第1問】 無形固定資産に該当しないものは、次のうちどれですか。

- ①のれん
- ②建設仮勘定
- ③電話加入権
- ④借地権

解答欄

【第2問】 繰延資産の償却期間について、誤っているものは次のうちどれですか。

- ①開業費は、開業のときから3年以内に償却する。
- ②創立費は、会社設立のときから5年以内に償却する。
- ③株式交付費は、株式交付のときから3年以内に償却する。
- ④開発費は、支出のときから5年以内に償却する。

解答欄

▼正解は82ページ